

志木市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志木市防犯推進条例（平成15年志木市条例第32号）第2条に規定する基本理念に基づき、市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防犯カメラの設置等)

第2条 市長は、市内の道路、公園その他の不特定多数の者が利用することができる場所に、防犯カメラ（犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設する、画像記録装置を有する映像撮影機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

2 防犯カメラの運用時間は、原則として終日とする。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラの適切な管理及び運用を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、市民生活部市民活動推進課長をもって充てる。

3 管理責任者は、個人の権利利益の保護を図るため、画像データ（防犯カメラによって収集された映像又は記録されたものをいう。以下同じ。）の取扱いについて、志木市個人情報保護条例（平成16年志木市条例第16号）の規定によるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 防犯カメラの設置に当たり、必要に応じて当該防犯カメラの設置を予定している場所の近隣住民の同意を得ること。

(2) 防犯カメラを設置及び作動している旨の表示をすること。

(3) 画像データの漏えい、滅失等の事態が生じることのないよう適切な保管及び管理を行うこと。

(4) 画像データの保存期間は、概ね10日間を必要最低限とし、必要な期間を超えて保存しないこと。ただし、次条第1項各号のいずれかに該当する場合は、それに必要な期間とすることができる。

(5) 前号に規定する保存期間を経過した画像データは、画像データの

消去、記録媒体の破砕等の処理を行い、画像データの閲覧等ができない状態にしなければならない。

(画像データの利用及び提供の制限)

第4条 画像データは、設置目的以外の利用又は外部への提供(以下「目的外利用等」という。)を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危機があり、又は災害などの被害状況の情報提供などの緊急性があるとき。

(2) 裁判所、警察等からの照会等を求められたとき。

(3) 前号のほか、法令に基づき文書により提供等を求められたとき。

2 管理責任者は、前項各号に掲げる場合において画像データの目的外利用等を行う場合は、管理責任者が許可した場合にのみ提供を行うものとする。

3 画像データその他情報の提供を実施した場合は、提供日時、提供先、提供の目的及び理由、提供した映像記録の内容等を記録しなければならない。

4 管理責任者は、第1項の規定により映像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

(1) 画像データを適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像データの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月25日から施行する。